

処 分 基 準

平成30年1月4日作成

|   |
|---|
| 法 令 名 : 道路交通法   |
| 根 拠 条 項 : 第51条の13第2項  |
| 処 分 の 概 要 : 駐車監視員資格者証の返納命令  |
| 原権者 (委任先) : 東京都公安委員会  |
| 法 令 の 定 め :<br>○ 確認事務の委託の手續等に関する規則 第14条   |
| 処 分 基 準 :<br>駐車監視員資格者証の交付を受けた者が道路交通法第51条の13第2項各号のいずれかに該当する事実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の是正の可否、是正の見込み、再発のおそれ等諸般の事情を勘案して、同資格者証の返納命令の適否を判断する。<br>ここで同項第3号に基づいて駐車監視員資格者証の返納を命ずる場合とは、故意による駐車監視員資格者証の不携帯、自己又は他人の利益を図るための放置車両の見逃し、自己又は他人の利益を図るための重大な秘密の漏洩等その態様、動機等からみて悪質な法令違反、義務の不履行をいう。 |
| 問 合 せ 先 : 警視庁放置駐車対策センター企画運用係<br>(電話03-3581-4321 内線7870-5112)  |
| 備 考 :   |